

別表

土壌安全基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0102-3（以下「規格3」という。）の14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102-2（以下「規格2」という。）の9に定める方法（規格2の9.2及び9.3.3に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法又は日本産業規格K0102-4の7.2に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液中1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格3の13に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	規格3（規格3の24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、規格3の24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170—7の7a)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格3の20に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法

PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法

ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	規格3の26.2、26.3又は26.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。	規格2の5.2.2、5.3若しくは5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格2の5.2.2(注(2)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	規格3の5.2、5.5又は5.6に定める方法
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下であること	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1,4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること	環境基準告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 測定は、土壌の汚染に係る環境基準について付表に定める方法により検液を作成し、これを用い

て行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

4 1, 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。